

今回のテーマ

生命保険料控除について

平成24年1月から生命保険料控除制度の改正により、現行の「一般生命保険料控除」とは別枠で「介護医療保険料控除」が創設され、各控除額の計算方法も変更となりました。

現行制度と新制度における所得税・住民税控除限度額の対比は下表のとおりです。新制度で3つの控除枠全てについて控除額が住民税控除限度額の2万8千円に達していても、実際に控除できる額は合計で7万円（現行制度と同額）となる点にご注意ください。

	現行制度	新制度
所得税控除限度額	<ul style="list-style-type: none"> 一般生命保険料 5万 個人年金保険料 5万 総限度額 10万 	<ul style="list-style-type: none"> 一般生命保険料 4万 介護医療保険料 4万 個人年金保険料 4万 総限度額 12万
住民税控除限度額	<ul style="list-style-type: none"> 一般生命保険料 3.5万 個人年金保険料 3.5万 総限度額 7万 	<ul style="list-style-type: none"> 一般生命保険料 2.8万 介護医療保険料 2.8万 個人年金保険料 2.8万 総限度額 7万

◎現行制度と新制度における控除額の計算方法は下表のとおりです。

<所得税>

現行制度		新制度	
年間正味払込保険料	控除対象額	年間正味払込保険料	控除対象額
25,000円以下	払込保険料全額	20,000円以下	払込保険料全額
25,000円超	払込保険料×1/2	20,000円超	払込保険料×1/2
50,000円以下	+12,500円	40,000円以下	+10,000円
50,000円超	払込保険料×1/4	40,000円超	払込保険料×1/4
100,000円以下	+25,000円	80,000円以下	+20,000円
100,000円超	一律50,000円	80,000円超	一律40,000円

<住民税>

現行制度		新制度	
年間正味払込保険料	控除対象額	年間正味払込保険料	控除対象額
15,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
15,000円超	払込保険料×1/2	12,000円超	払込保険料×1/2
40,000円以下	+7,500円	32,000円以下	+6,000円
40,000円超	払込保険料×1/4	32,000円超	払込保険料×1/4
70,000円以下	+17,500円	56,000円以下	+14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円

<制度切り替えの時期>

契約日・自動更新日（特約のみ自動更新を含みます）・特約中途付加日のいずれかが平成24年1月1日以降のご契約について新制度が適用され、その他のご契約は引き続き以前の制度が適用されます。

今回は生命保険料控除の新制度について取り上げてみました。

対象となるのは平成24年分の年末調整・確定申告からとなります。今回の年末調整・確定申告の内容を参考に、現在ご加入の内容についてご確認・再検討されてみてはいかがでしょうか？具体的なご相談に応じますので、各スタッフまで遠慮無くお声がけください。

<担当：西丸保幸>